

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
  - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
  - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●田上町

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の表記（続柄）		○		町民課	0256-57-6115	
2	世帯員の住民票取得		○		町民課	0256-57-6115	
3	軽自動車税の減免		○		町民課	0256-57-6222	
4	り災証明書の申請（同一世帯員として申請）			○	総務課	0256-57-6222	
5	保育園の送迎			○	教育委員会 （竹の友幼稚園）	0256-41-5530	
6	小中学校の就学援助制度の申請（パートナーも申請可能）		○		教育委員会	0256-57-6114	
7	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請（パートナーも申請可能）		○		教育委員会	0256-57-6114	
8	農地法第3条・4条・5条の規定による許可申請及び各種届出			○	農業委員会	0256-57-6226	